

平成 2 6 年 第 1 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 16 日」	
* 開会年月日時	平成 2 6 年 3 月 2 0 日 午後 2 時 0 0 分
* 閉会年月日時	平成 2 6 年 3 月 2 0 日 午後 5 時 2 8 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>開 会</u>	
議 長	皆さん、こんにちは。平成 2 6 年小海町議会第 1 回定例会最終日の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。大雪に見舞われ一面の雪景色の中で今月 5 日に開会になりました第 1 回定例会でありましたが、本日最終日を迎える事になりました。ここ数日の暖かさでだいぶ雪解けも進み、この佐久地域にもようやく春の訪れを感じる中、三寒四温の言葉のごとく今日はまた寒さがぶり返し冷たい雨が降っております。本日の議事日程にあります各議案につきましては、それぞれの委員会において審議をお願いしております。その審議内容の報告に続いて質疑、討論、採決であります。また、追加議案も提出されておりますが、各議員におかれましては、適切な判断を望むところであります。ただ今の出席議員数は 1 2 名であります。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第 1 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第 1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程つづりの 3 ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。以上で「諸般の報告」を終わります。
<u>日程第 2 「行政報告」</u>	

議 長	<p>日程第 2、「行政報告」を行います。 町長から行政報告がありましたらお願いします。 町長、新井 寿一 君。</p>
町 長	<p>改めまして皆様こんにちは。足元の悪い中、本当にありがとうございます。本定例会も今日が最終日でございます。よろしくご審議を賜りご決定をお願い申し上げます。また、小、中学校の卒業式にご出席をいただきまして、本当にありがとうございました。子供達は立派に成長し、卒業式を迎える事ができました。今後なお一層の限りない成長を願っているところでございます。また後ほど高校の入試の関係につきましては、教育長よりご報告を申し上げます。それでは私の方から追加議案 5 件につきましてその概要の説明を申し上げます。まず議案第 17 号の特別職の常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町の厳しい財政状況や地域経済、他町村の引き下げ状況を踏まえ、町長、副町長の給与の減額を特別職等報酬審議会に諮問をし、答申をいただきましたので、平成 26 年度より任期中の給与の減額を行うものでございます。また、議案第 18 号の小海町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましても、同様の理由により減額を行うものでございます。議案第 19 号の小海町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、4 月 1 日からの消費税引き上げに伴い、松原地区農業廃水処理施設の使用料金を変更するものでございます。議案第 20 号の小海町給水条例の一部を改正する条例につきましても、消費税引き上げに伴う条例の改正を行うものでございます。議案第 21 号の平成 25 年度小海町一般会計補正予算(第 5 号)につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ 2,780 万円を追加し、総額を 38 億 1,399 万 5 千円とするものでございます。補正内容は、2 月 15 日の大雪により倒壊した農業用ハウス早期再建を支援するための雪害対策としてハウスの撤去、処分費、再建費、経費の補助金 2,780 万円を計上いたしました。春の育苗作業等に支障がないよう繰越事業として実施して参ります。また、中学校横の公有地の更地化工事につきましては、平成 26 年度への繰越事業として実施をお願いをいたします。以上 5 件追加議案の提案理由を申し上げますので、よろしくご審議の上、可決決定をお願い申し上げます。以上でございます。</p>
議 長	<p>以上で町長の行政報告を終わります。 他に行政報告がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>総務課長 【特別職報酬等報酬審議会の報告】 町民課長 【高校入試の選抜、志願者数、合格者数、進学者数の報告】</p>

議 長	本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、所長、専門幹であります。
<u>【議案の上程】</u>	
議 長	それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第3 議案第2号</u>	
議 長	日程第3、議案第2号 「小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
(委員長報告 原案に賛成)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第2号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。 議案第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第2号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第4 議案第3号</u>	
議 長	日程第4、議案第3号 「児童生徒就学指導委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

	<p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
(委員長報告 原案に賛成)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第3号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。 議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。 したがって議案第3号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<u>日程第5 議案第4号</u>	
議 長	<p>日程第5、議案第4号 「小海町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
(委員長報告 原案のとおり賛成)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>委員長の報告は、可決であります。 議案第4号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を</p>

	求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第3号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第6 議案第5号</u>	
議長	日程第6、議案第5号 「平成26年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。 本案については、各常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
(委員長報告 原案のとおり賛成)	
【総務産業常任委員会からの要望事項】	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員会等での真剣な議論は、町づくりのための共通認識であり、議論を深めるための答弁、説明については、丁寧で責任ある答弁をされたい。 2. 小海町農産物加工直売施設や国際交流センターの施設管理運営については、担当課で責任をもってしっかり対応するとともに、施設の改修計画については、費用に対し効果が十分上がるよう計画されたい。 3. 大雪対応について、教訓を十分に生かして今後に当たられたい。 	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
2番議員	説明資料の63ページの農林水産費、林業費、農業振興費の報償費につきまして、鹿・猪個体数調整1,600頭、1,600万円、それから駆除依頼猟友会へ24万円という報償費になっておりますが、昨年の一連の事件のひとつありまして、これからどの様に改善されて行くか。どの様な議論がなされたか、お伺いいたします。
総務産業委員長	その件につきましては、議論しませんでした。
議長	他に質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	次に、民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。

(委員長報告 原案に賛成)

【民生文教常任委員からの要望事項】

1. (仮称)北牧学習館及び関連施設再編計画については、費用対効果を精査し、十分な検討をされたい。
2. 大雪対応について、地域防災計画の見直しを早急に進め、住民生活の安全・安心の確保を図られたい。

議長 委員長報告に対する質疑を許します。
質疑のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 これにて質疑を終わります。
ただ今の、各常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。

【総務産業常任委員会からの要望事項に対する町長答弁】

1. 委員会での質問に対して一部不適切な答弁がありましたこととお詫び申し上げます。今後は質問に対し、発言の趣旨を十分理解し、適確な答弁、説明に努めて参りますので、よろしく願いいたします。
2. 農産物加工直売施設につきましては、地産地消による農業の活性化と交流人口の増加、地域づくりの推進を目指して、衛生面、利用者及び公平性、利用料等の課題を全て洗い出し、担当課で対策を検討し、適格に改善して参ります。
また、施設の改修に当たっては、費用対効果も十分検討し、魅力があり活気があふれる施設にするように取り組んで参ります。
国際交流センター(松原観光案内所)につきましては、観光案内、ギャラリー創の企画、展示につきましては、従来通り実施をしながら、様々な課題や問題点を洗い出し 観光・交流の拠点施設として交流人口の拡大のため対策を進めて参ります。
3. 今回の、いままで経験したことのない大雪の対応につきましては、様々な課題が浮き彫りになり、また、色々な教訓が得られました。この課題や教訓を整理すると共に、今後の大雪の対応方法にしっかり活かして参ります。その方法として、できるだけ文書化し、行政はもちろん関係者で共通認識として、今後の大雪時に対応できるように万全を期して参ります。

【民生文教常任委員会からの要望事項に対する町長答弁】

1. 旧北牧小学校跡地利用につきましては、仮称北牧学習館として整備計画をお示しし、詳細にわたる検討をいただきました。26年度当初予算において調査費を計上いたしましたので、6月議会には実施計画を具体的にお示しし、補正予算を提案させていただきたいと考えております。
また、関連施設の再編計画につきましては、多方面からのご議論をいただきました。施設のあり方、基本的な考え方を整理し、地域振興に寄与する施設再整備となるべく土村区との協議会の立ち上げ等、関係する皆様と協議を重ね改めてお示しをしたいと考えているところでございます。
2. 総務産業常任委員会の要望でもお答え申しましたが、今般の大雪の際には、除雪等に関し、おほめの言葉もいただきましたが、初動体制や孤立対策、被害復旧等多くの課題が浮き彫りとなりました。除雪体制等課題を検証しつつ、地域防災計画の見直しを進め、住民の皆さんの生活の安全・安心の確保に今後も努めて参ります。

議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
2 番議員	先ほど質疑の中でご質問させていただいたのですけれども、昨年小海町始まって以来の不祥事があった件でございますので、担当が替わりましても誰が引き継いでもはっきりと分かる様なシステムを確立し、そして町民の皆様から誤解をいだかれぬ様な予算の執行をしていただきたいと思います事を要望いたしまして賛成といたします。以上です。
議 長	他に討論のある方は挙手をお願いします。
10 番議員	私も本案に対して賛成の立場で討論をしたい訳でありますけれども、ただ今話がありました鳥獣害対策に関する問題での町の責任やいろいろな部分で各方面から問われている訳であります。そういった意味では行政がそれなりの対応をされているというふうに思いますけれども、私はここでぜひ、町の一般会計を通らない、いわゆるその行政が事務局をやっている様なそういった事業の資料を議会にしっかりと提示していただくという事が私はひとつの先般の事件の防止策にもなるのではないかとということで、一般会計以外で行政の皆さんが事務局を担当しておられるそういった会計をやはり議会の方にも出していただくという事を強く要望しまして、本案に賛成したいと思います。

議 長	これで討論を終わります。これから議案第 5 号を採決いたします。 各委員長の報告は、可決であります。 議案第 5 号を各委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 5 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 7 議案第 6 号</u>	
議 長	日程第 7、議案第 6 号 「平成 26 年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
(委員長報告 原案に賛成)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 6 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 6 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 6 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 8 議案第 7 号</u>	

議 長	<p>日程第 8、議案第 7 号 「平成 26 年度小海町介護保険事業特別会計予算について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
(委員長報告 原案に賛成)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 7 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 7 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。 したがって議案第 7 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<u>日程第 9 議案第 8 号</u>	
議 長	<p>日程第 9、議案第 8 号 「平成 26 年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子君。</p>
(委員長報告 原案に賛成)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 8 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 8 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 10 議案第 9 号</u>	
議 長	日程第 10、議案第 9 号 「平成 26 年度小海町農業集落排水特別会計予算について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
(委員長報告 原案に賛成)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 9 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 9 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 11 議案第 10 号</u>	

議 長	<p>日程第 1 1、議案第 1 0 号</p> <p>「平成 2 6 年度小海町水道事業会計予算について」を議題といたします。</p> <p>本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。</p>
(委員長報告 原案に賛成)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 1 0 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第 1 0 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第 1 0 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<u>日程第 1 2 議案第 1 1 号</u>	
議 長	<p>日程第 1 2、議案第 1 1 号</p> <p>「平成 2 5 年度小海町一般会計補正予算(第 4 号)について」を議題といたします。</p> <p>本案については、各常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。</p>
(委員長報告 原案に賛成)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>次に、民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
(委員長報告 原案に賛成)	

議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 11 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 11 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。 ここで午後 3 時まで休憩といたします。
(ときに 2 時 44 分)	
<u>日程第 13 議案第 12 号</u>	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第 13、議案第 12 号 「平成 25 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
(委員長報告 原案に賛成)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります、これから議案第 12 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。

	議案第 1 2 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 1 2 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 1 4 議案第 1 3 号</u>	
議 長	日程第 1 4、議案第 1 3 号 「平成 2 5 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
(委員長報告 原案に賛成)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります、これから議案第 1 3 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 1 3 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 1 3 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 1 5 議案第 1 4 号</u>	
議 長	日程第 1 5、議案第 1 4 号 「平成 2 5 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について」を議題といたします。

	<p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
(委員長報告 原案に賛成)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります、これから議案第 1 4 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第 1 4 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第 1 4 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
<u>日程第 1 6 議案第 1 5 号</u>	
議 長	<p>日程第 1 6、議案第 1 5 号 平成 2 5 年度小海町農業集落排水特別会計補正予算(第 3 号)について」を議題といたします。</p> <p>本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。</p>
(委員長報告 原案に賛成)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります、これから議案第 1 5 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p>

	議案第15号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第15号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第17 議案第16号</u>	
議長	日程第17、議案第16号 「平成25年度小海町水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
(委員長報告 原案に賛成)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります、これから議案第16号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第16号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第16号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第18 「請願第1号」</u>	
議長	日程第18、請願第1号、「特定秘密保護法」の廃止を求める請願について」を議題といたします。

	<p>本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。</p>
(委員長報告 不採択と決定)	
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
12番議員	<p>本請願に対し紹介議員の一人として一言お聞きしたいと思います。不採択になった事は誠に残念。ついては委員会においてどんな質疑、議論が交わされ、どんな経緯をたどり不採択となったかを良かったらお聞かせ願いたいと思います。</p>
総務産業委員長	<p>お答えいたします。議論はございませんでした。</p>
議長	<p>他に質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
12番議員	<p>私は請願採択の立場から討論をいたします。静岡県知事も申ししておりますが、特定秘密保護法案は、悪法であり拙速である。秘密の範囲が広く国家公務員以外でも処罰対象となり、権力を強めようとする姿勢が顕著であると言われ、圧倒的多数の首長、マスコミを始め各界から拙速の極みと切実な声が上がっておりでございます。情報の所有者は国民であり、権力者ではありません。都合悪いと権力者が判断し、その情報が廃棄されれば永久に葬られこの事こそ憲法で保障されている平和主義、主権在民、基本的人権を侵害する恐れがあると思います。国民に対する情報公開こそ最優先すべきであり、下々の大衆庶民などには無関係であると言ってはばからない権力者がいる現実、大衆庶民など対象外である。ただ黙って権力者に従っておれば良いと言って事を進めて行く姿は大政翼賛会を思い出し、いつか来た道をたどるのではないかと思うとそら恐ろしい次第です。こんな事が思えてしかたありません。たとえ、主義主張、思想信条が違えども法律によって言論の自由を奪う事があってはならないと思います。そのためにも諦める事なく未永くしっかりと推移を見守っていく姿勢こそ肝要ではないかと思う次第でございます。以上意見の一端を申し述べまして、この請願の採択をぜひ、お願いできれば幸いです。</p>
3番議員	<p>私はこの案件に採択の方に賛成した訳なのですが、佐藤議員が言った様に今までの時代は今までの通りで良かったかも知れませんが、グローバルな時代になり、日本の安心、安全を守るためには世界共通の保護案件</p>

	<p>秘密保護法ですね。これが必要になってくるのではないかと私は思い採択に賛成しました。以上です。</p>
<p>10 番議員</p>	<p>私は本案を採択する立場で討論したいと思います。多くの皆さんに2月から3月の頃チラシでお届けしたのですけれども、「ああ、満蒙開拓団」という映画が佐久市の佐久情報センターでこの3月1日、それから3月8日に上映されました。満蒙開拓の悲劇は多くの皆さんがご存知だと思います。信州の田舎でわずかな畑を耕していた2番目、3番目、次男坊、三男坊の皆さんが国の施策によって満州の開拓に動員され、戦争が終わる後でソ連軍の侵攻によって悲劇な逃避行を繰り返したという事は多くの皆さんがご存知であり、この映画を観て改めて満蒙開拓団の悲劇が実感されたことは事実であります。ただ、私はこの映画の中で二つ程新しい事を知った訳であります。一萬里の社長さんが映画が終わった後述べられた訳でありますけれども、一つは満蒙開拓団と言えども満州でひとつも木を切り倒した訳でもないし、根っこを抜いた訳ではない。私達が行った時には既に關東軍がそこを支配しており、当時は満人と言っていましたけれども、満人と言われる皆さんを關東軍が支配していたと。それを満蒙開拓団が行って代わりにやったという報告をされました。信州のわずかな畑でやってきた人達が満州のあの大地に行き自分達でできるはずはないということをおられました。それからもう一つは奉天という關東軍があり、そこから汽車で帰るところでありますけれども、満州の奥地から100kmも200kmもある地点でありますけれども、当時は戦争終盤に来て父親や息子は全部戦争に動員され、残されたのはお年寄りの皆さんや幼子達、女性だけだったと。この人達が命をしながら奉天へ何ヶ月も掛けて移動した訳でありますけれども、その中で何万人という人達が亡くなったという事は皆さんご存知でありますけれども、この奉天の地に日本人開拓団の墓碑が作られていて。侵略をした開拓団の墓碑を当時の中国の侵略された皆さんが墓碑を作ったと。私はこの事を今度の映画の上映会の中で一萬里の社長さんから教えていただいたのですけれども、情報というものがいかに正確に国民に知らされなかったら戦争をやったら起した国も起された国も多大な犠牲が強いられると。そういった事からすれば、一つ一つの正しい情報を国民に届けてこそ戦争を絶対に起さない。この事こそ平和の確かな道筋だと力を込め言っておられ、今の秘密保護法も本当に心配だと言っておられました。私は国民に秘密にするそんな事で平和が守れる事はないと思うのです。全ての紛争をしっかりと情報を公開し、真摯をもって話し合いで解決していく、そういう世界平和への道を作っていく事こそ日本国憲法が主張する道であり確かな方向性だと思います。そういった意味からもこれに反する秘</p>

	密保護法は廃案すべきであるというふうに思います。 以上であります。
議長	他に討論のある方は、挙手をお願いします。 (討論なし)
議長	これで討論を終わります、これから請願第1号を採決いたします。 委員長の報告は、不採択であります。 請願第1号についての採決を取ります。 請願第1号を採択することに賛成する方の挙手を求めます。 (挙手多数)
議長	挙手多数と認めます。 したがって請願第1号は、採択する事に決定いたしました。 ここで暫時休憩といたします。 全員協議会室にお集まりください。 (ときに3時15分)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。(ときに3時36分) 先ほど請願第1号が採択されましたので本日の議事日程に発議第5号を 追加議案といたします。
<u>「発議第5号」</u>	
議長	発議第5号「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に ついて」を議題といたします。 事務局長に発議第5号の朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第2番 篠原 伸男 君。
2番議員	ただ今、朗読していただきました意見書案について提案者として説明を させていただきます。このいわゆる特定秘密保護法につきましては、12 月の小海町議会においても佐藤二三雄さん、新津孝徳さんが紹介者として 制定反対の請願書が提出され、小海町議会におきましては採択されてお りますし、また多くの地方公共団体の議会や多くの国民の皆さんの反対を無 視して信濃毎日新聞12月7日付けの社説によれば乱暴で強引な手法で終 始し、多くの問題点を解明しないまま強行採決されました。成立後でも朝 日新聞の世論調査によりますと76%の皆さんが国会審議が不十分と感じ ているというように12月8日付けでは報道されているところでございま す。問題なのは何が特定秘密なのかという事でございます。こういった基

	<p>本に関わるものが十分に論議されていないまま強行採決されたものであります。どこの国においても確かに秘密というものはありますでしょう。ですから公務員におかれましては守秘義務がありますし、今また民間企業においても退職なされても在職中知り得た秘密というものは漏えいしないというような形になっておるところでございます。この特定秘密保護法というものがにわかにクローズアップされる様になりました原因の一つとしては、皆様ご存知の通り 2010 年尖閣諸島沖での中国国籍の漁船が海上保安庁の巡視船に衝突した事件が挙げられております。この時海上保安庁の職員が衝突の瞬間を撮影した映像をインターネットの動画共有サイトで流出させたのでございます。あの時見て日本の政府の在り方というものをみまして、皆さんは、はなはだ不思議に思ったのではないのでしょうか。あまりにもだらしのない日本政府の姿でありました。それを意気を感じました海上保安庁の職員が流した。それでこの職員を処罰しようと思いましたが、法治国家の日本であります。簡単に処分という訳にはいかず、起訴猶予処分となりましたが、罪は問われずこの方は退職なされているという様な経過もある訳でございます。法案では防衛、外交、特定有害活動の防止、テロ活動防止の 4 分類を特に特定秘密にすると申し述べられていますが、一体私達は戦前においては治安維持法という恐ろしい法律の下で戦争に追いやられた経過もある訳でございます。やはり法治国家の日本においては国民一人一人が納得する議論を展開しなければならないと私は強く考えておるところでございます。今回の特定秘密保護法が廃案される様強く求めて意見書の提出者となりました。何とぞ皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行ないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
9 番議員	<p>私は本意見書に賛成の立場で討論いたします。政府は昨年末特定秘密保護法案の提出に当たり我が国及び国民の安全の確保のためだと宣伝しました。そんな中一方で何が犯罪とされるのか。原発の情報はどうなるのか。戦前の様になるのではと国民の間で不安が広がり、この特定秘密保護法案は国民の安全の確保どころか、国民の目、耳、口をふさいで基本的人権を踏みじり日本をアメリカと共に海外で戦争する国に作り変える大変な法案だ。この法案はおかしい、危険だという世論が日に日に広がりました。政府はこの世論がますます広がる事を恐れその中身を十分に審議することなく</p>

	<p>12月の国会の中で強行採決をしました。ではこの秘密は誰が決めるのか。首相、警察庁長官、防衛大臣、外務大臣の4人です。秘密の範囲はあいまいでいつの間にか秘密が指定されいつの間にか逮捕されるという事もあり得ます。何が秘密なのか。それも秘密な訳です。原発やTPP、戦争や軍事基地の問題など新聞社やテレビ局などが罰則を恐れて取材も報道もしなくなってしまうたら私達は情報が得られなくなります。政府のしている事が良い事なのか、悪い事なのか判断ですらできなくなります。だからこそ知る権利は憲法が保障する国民の権利であり、民主主義の基本なのです。この事が根底から崩された訳です。そしてこの特定秘密保護法は海外でアメリカと一体に軍事行動する国へ日本を作り変える構想の一環という事が大きな問題です。集団的自衛権の行使を憲法9条の改定と共に憲法の解釈変更で可能にする。そして軍事国家を作り上げる戦略なのです。かつてのイラク戦争の誤り、そして大本営発表で突き進んだ日本の侵略戦争の誤り、情報の根拠が国民に隠されれば国民が知らぬ間に戦争が始まる。そういう過去の失敗を二度と繰り返してはならないのです。戦争はいつも秘密と自衛の言葉で始まります。その事を強調しまして特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書に賛成の立場での討論といたします。</p>
議長	<p>他に討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>これで討論を終わります。これから発議第5号を採決いたします。提出者の説明のとおり、発議第5号に賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と認めます。</p> <p>したがって、発議第5号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。</p>
<p><u>日程第19 「陳情第1号」</u></p> <p><u>日程第22 「発議第3号」</u></p>	
議長	<p>日程第19、陳情第1号、「労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書について」及び日程第22、発議第3号、「労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。</p> <p>陳情第1号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。</p>

(委員長報告 採択と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第1号を採決いたします。 委員長の報告は、採択であります。 陳情第1号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数)	
議 長	挙手多数)認めます。 したがって陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。 事務局長に発議第3号の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第10番 井出 薫 君。
(提出者説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行ないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから発議第3号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第3号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数)	
議 長	挙手多数と認めます。 したがって、発議第4号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。 ここで4時15分まで休憩といたします。
(ときに4時01分)	

<u>日程第 2 0 「陳情第 2 号」</u>	
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに4時15分)</p> <p>日程第 2 0、陳情第 2 号、「2月15日豪雪災害に関する緊急支援要請について」を議題といたします。</p> <p>陳情第 2 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。</p> <p>(委員長報告 採択と決定)</p>
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから陳情第 2 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、採択であります。</p> <p>陳情第 2 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって陳情第 2 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。</p>
<u>日程第 2 1 「陳情第 3 号」</u> <u>日程第 2 3 「発議第 4 号」</u>	
議 長	<p>日程第 2 1、陳情第 3 号、「過労死防止基本法の制定を求める意見書採択を求める陳情について」及び日程第 2 3、発議第 4 号、「過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。</p> <p>陳情第 3 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p>

	総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。 (委員長報告 採択と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第3号を採決いたします。 委員長の報告は、採択であります。 陳情第3号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の 挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いた しました。
議 長	事務局長に発議第4号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第1番 有坂 辰六 君。
	(提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行いません。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第4号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第4号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第4号は原案のとおり可決され、関係機関に提出するこ とといたします。
<u>日程第24 「議案第17号」</u>	

議長	日程第24、議案第17号、「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
議長	事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行ないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
10番議員	ただ今上程されました案件は町長、副町長のこれからの任期の間の給料の値下げ案ということでございますけれども、私が伺いたいのは任期が月ごとになっていないと。その半端な部分はどの様になるのか教えていただきたいと思います。
総務課長	お答え申し上げます。任期は3月26日という中途半端な任期でございます。ということでございますが、月額給与の支給につきましてはその月ごとということでございますので、それにつきましては従前の率によりまして支給、新しく平成26年度以降につきましては新しい今回上程されました率によりまして給与の支給をするというようなことでございます。
議長	他に質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第17号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、議案第17号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。 したがって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。
<u>日程第25 「議案第18号」</u>	
議長	日程第25、議案第18号、「小海町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
議長	事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	

議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行ないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 1 8 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、議案第 1 8 号に賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、議案第 1 8 号は原案のとおり可決することに決定しました。
<u>日程第 2 6 「議案第 1 9 号」</u>	
議 長	日程第 2 6、議案第 1 9 号、「小海町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 (産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行ないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 1 9 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、議案第 1 9 号に賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、議案第 1 9 号は原案のとおり可決することに決定しました。
<u>日程第 2 7 「議案第 2 0 号」</u>	

議長	<p>日程第27、議案第20号、「小海町給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p> <p>(事務局長朗読)</p>
議長	<p>朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。</p> <p>(産業建設課長説明)</p>
議長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行ないます。</p> <p>本議案第20号につきましては動議が提出されております。</p> <p>会議規則第17条の規定により動議といたします。</p> <p>事務局長に修正動議の朗読を求めます。</p> <p>(事務局長朗読)</p>
議長	<p>説明が終わりました。発議者に修正動議の提案理由の説明を求めます。</p> <p>第10番 井出 薫 君。</p>
10番議員	<p>それでは議案第20号、「小海町給水条例の一部を改正する条例」に対する修正動議の提案説明についておこないたいと思います。議案第20号、「小海町給水条例の一部を改正する条例」に対する修正案、議案第20号、「小海町給水条例の一部を改正する条例」の一部を次のように修正する。附則2中「平成26年5月分まで」を「平成27年11月分まで」に改める。という内容でございます。理由といたしましては消費税及び地方消費税の税率引き上げが平成26年4月から8%に平成27年10月から10%と計画されていますが、小海町水道は諸般の事情を鑑みて平成27年11月分検針までの経過措置を設けて従前の消費税5%にしてはどうかという修正案であります。理由は二つあります。一つは皆さんもご存知の通り消費税の増税法の中には附則第18条で経済情勢を鑑みて決めるという附則がある訳でありますけれども、安倍政権はそういうことも顧みずにその4月からの増税を決めてしまっていると。電気料を始め車の燃料代から生活費、全てに渡る部分での増税となり、町民の皆さんの負担はいかばかりなものかということから町の公共公費であります水道料の増税を来年の11月分まで延ばそうではないかということが一点であります。住民負担を軽減するために伸ばそうではないかと。それからもう一点、そうは言っても水道会計がそれによって全然赤字になってしまって、どうしようもなくなってしまうということになると困る訳でありますけれども、予算上から見ても私は提案したいと思うのですけれども、水道会計予算の3ページと4ページを開いていただければ先ず、幸いであります。今回は給水収益の水道料金の改定であります。3ページの1節、それから4ページの給水収益の1節、簡易水道の方ですね。この両方をその5%のままでやろうということで、例えば26年分だけを私</p>

	<p>は計算してみました。説明資料の中に見ていただいた通り735円掛ける1,855銭掛ける2月というのが先ほど課長の方から説明があった経過措置としての2月分であります。これが5%、それからその下の756円掛ける1,855銭掛ける10月と、これが8%でそれから下がありますし、超過料金も5%と8%で分けてある訳である。これを全て5%で計算しましたところ例えば給水収益、上の営業収益の上の部分で言いますと、町の計算は8,217万5千円ですけれども、全部5%で計算しますと、8,033万1千円になります。それから簡易水道の方は全部5%で計算しますと154万5千円になります。予算書から全部を5%にした水道料金を引きますと約188万円の差額、もちろん収入がそれだけ少なくなるということでもあります。それだけ見れば収入が減って大変だという話でありますけれども、今日資料で出していただきましたもう1枚の紙を見ていただいて、これは産業建設課の方で作っていただいた資料でありますけれども、消費税分がどうなるかということを出していただきましたら、収益的収支では8%で10ヵ月分にするというのは、収益的収支では499万6千円を消費税として納めると。それと資本的収支では皆さんもご存知の通り今年には本間川でかなりの設備投資をすることから支出の部分で687万円の消費税が出てくると。ご存知の通りこれを引きますとその差額が生まれる訳でありますけれども、499万円から687万円を引いたこの額が26年は還ってくるということになる訳であります。それで皆さんもご存知だと思いますけれども、消費税は予定納税と、所得税もありますけれども、消費税は予定納税をしなければならないということで今度の26年度予算でも約180万円の予定納税をしている訳でありますけれども、前年度の確定額が48万円以下は必要ないと、要するに27年度は予定納税の必要はないという流れになってくる訳であります。そうすると26年度の消費税は先ほどの収益的収支499万6千円から資本的収支の687万円を引いたその差額でありますから、小海町水道の消費税は赤字申告になるということからしますと、26年分の予定納税をしてあります180万円も還ってくるということになる訳であります。そういった点を鑑みた時に小海町水道は5%のまま持続してやっていっても極端な赤字にはならないという結論がここに見える訳であります。私はそういった点で小海町水道もそれなりにやっていけそうだという見通しの下では多くの町民の皆さんが消費税の増税によって負担を強いられているという点を例えどれだけでも町としても減らす、そういった姿勢を示すためにも先程修正案で出しました27年11月分の検針分までを継続事項としてやるという提案をした訳であります。提案説明は以上であります。</p>
議長	説明が終わりしました。これから質疑を行います。

	質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
7番議員	私は本条例案に対し本日9番議員、10番議員より提出されました修正案に反対の立場で討論させていただきます。先の2月21日開催の小海町上水道運営審議会において本案件について予算審議過程において慎重審議をされ、繰越欠損金も多額ある厳しい水道会計の中、ここ数年本体の値上げをせずにやってきた経過と26年度には大きな工事も控える中でありますけれども、本体の値上げはしないでいきたいと出席された各区の区長さんも中心に委員の皆さんも4月の増税分についてはやむを得ないのではないかと。そういうことで、承認をいただきました。私も審議会長として答申をさせていただきます。全員協議会の中でも説明されご理解をいただいたものと思っております。よって提出されました修正案に対しては反対いたします。以上です。
議長	他に討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。 これから動議として提出されました修正案について採決いたします。 発議者の説明のとおり、修正案に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手少数)
議長	挙手少数と認めます。 したがって、本修正案は否決することに決定しました。 議案第20号の先程の産業建設課長の説明に対する質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
10番議員	私は本案を反対の立場で討論したいと思います。先程私どもが提案しました修正案は今多くの町民の皆さんに消費税が掛けられ生活が大変になっているという中で、行政としてもできることがあるのならばその生活を応援すべきではないのかという立場から提案させていただきました。上水道運営審議会の報告も既に受けた後でありますけれども、上水道運営審議会の中でこうした消費税の動き一つ一つが本当に資料として提出され議論されたかという点は私は疑問であります。ぜひ、これから多くの町民の皆さんに審議をしていただく時には資料というものを幅広く提起をし、議論を

	して、いただくということが大事ではないかと。このように思い一つの問題提起として、私は本案は反対すべきであるということでもあります。
議長	他に討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。 これから議案第20号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、議案第20号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数)	
議長	挙手多数と認めます。 したがって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。
<u>日程第28 議案第21号</u>	
議長	日程第28、議案第21号 「平成25年度小海町一般会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行いません。 補正予算書で、各款ごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 第2表繰越明許費 4ページ 【歳入】 10款 地方交付税 7ページ上段 14款 国庫支出金 7ページ中段
7番議員	ちょっとお聞かせいただきたいのですが、国の雪害の補助金として、国、県それぞれ25年度の予算の中で入ってきたということで、合わせて約1千万円ということになるかと思いますが、この基準が被災棟数が50棟という数字できたということですが、最近JAの方に聞いたら70棟位になるはないかということで、国、県それぞれこれから26年度の補正か何かでまた組まれるのかどうかその辺をお聞かせ願いたいと。それから本当に被災者に対して負担割合が1割位で済むのかどうかその見通しについてお聞かせ下さい。

産業建設課長	<p>お答え申し上げます。支出の方では100棟と見込んでございまして、この前18日に国からの説明会があったのですけれども、まだその時には詳細なものがでておりません。いずれ詳細なものがでてくれば国の補助対象がどこまでかということが決まってくるので、ちょっと安全を見て50棟ということとしてあります。ですから支出につきましては100棟見て、その内半分50棟が国庫補助の対象になるだろうということで、実際にはもう少し出きるだけ100棟に対して100棟対象になるような方向になれば一番良いのですけれども、まだ詳細がこないということをお願いしたいと思います。現在のところこちらで掴んでいるのが86棟位被害に遭って先ほど言いました町の全戸配布しました3月3日から受付をしましたものが今53棟申し込みに来ております。いずれ100棟もし超えて来た場合はまた6月の補正とか、そういうところでできればお願いしていきたいのかなと。これは25年度でいずれ4月以降直ぐ払って行きたいということなもので、そういう状況でございます。以上です。</p>
7番議員	<p>ありがとうございました。町の一般財源等も使って農家負担は1割位に収めたいという気持ちですか。その辺の確認です。</p>
産業建設課長	<p>すいません。10分の1の件ですけれども、この前の国の説明では町は資材費の2分の1の25万円ということで全戸配布したのですけれども、国の今の考え方でいきますとプラス工事費、パイプハウスを造る工事費も含めて先ほど副町長が言いました様に10分の5が国、10分の2が県、10分の2が町、ということで10分の1が個人負担でできるということで、資材費と工事費を合わせた補助が出ますので、10分の1で工事ができるということになります。以上です。</p>
議長	<p>15款 県支出金 7ページ下段</p> <p>【歳出】</p> <p>2款 総務費 8ページ上段</p> <p>3款 民生費 8ページ中段</p> <p>4款 衛生費 8ページ中段</p> <p>5款 農林水産費 8ページ下段から9ページ上段</p>
3番議員	<p>しつこいようすけれども、前、補助金の際はパイプハウスは材料費だけでしたよね。今度だから工事費も含まれて10分の9補助が出るという解釈ですね。よろしいですか。</p>
産業建設課長	<p>おっしゃる通りでございます。国の方で今そういう方向なのですけれども、工事費も含めて先ほど言いました補助が出るということになります。それで町としてはこの前全戸配布したのは資材費のみの2分の1の25万円とい</p>

	うことなのですけれども、この国の近々詳細なものが決まってくると思いますので、国の方が決まりましたら、国の基準に合わせてもう一度町のものを見直してマイナスにならないもので、プラスになりますもので、また同じような全戸配布のチラシを配って周知をしていきたいというふうに思っております。以上です。
3 番議員	国の方針が確実に決まりましたらということですが、今までの説明は本決まりではない訳ですか。だいたいの方向というだけで。私達がもし町で質問されたら、どの程度まではっきりものが言えるか、どうか。
産業建設課長	今言いました内容はほぼ本決まりでよろしいと思います。これについてはだいたいそういう方向ということなもので良いと思います。以上です。
議長	7 款 土木費 8 ページ中段 9 款 教育費 9 ページ下段から 10 ページ上段 10 款 災害復旧費 10 ページ下段 その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
10 番議員	先ず、地域の元気臨時交付金が皆 になっているのですけれども、その辺の理由の説明をお願いしたいことと、先ほどの雪害の予算ですけれども、すらすらと口でいろいろ言われても正直分からない訳であります。全員協議会でも一定程度の資料は出してもらったと思うのですけれども、この全員協議会の資料をもっと良く見れば、先ほどの説明通りなのか、どうか。もし、そうでないとすればそれなりの資料をきちんと提出していただいて現時点ではこうだよというふうにしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。
総務課長	お答え申し上げます。地域の元気臨時交付金の件でございます。これにつきましては、安倍政権によります緊急経済対策、平成 24 年 12 月から公共事業の一般単独分につきましては国の方でこれに見合う前倒し分に補助を付けてくれるという事業でございまして、平成 25 年度にこの事業費が全て町の方に交付されて来たということでございます。それを総合グラウンドのトイレ棟の建設費に財源を全て充てた訳でございますが、この大雪によりまして繰越し事業ということになったという事でございまして、充当の事業財源が国の方で今回災害と言いますか、途中の繰越し前の事業で全て精算をするという形になりました関係上、一端お返しをして精算をするということになりました。ということで、トイレ棟建設の方も現在進んでいる部分に充当し、残りの部分については、その他事業の一般単独費の方に充当させていただいたということで、減額をさせていただきます。ということで、繰越しにつきましては未収入の特定財源として繰越しをさせていただくということで、道路改良舗装費の方へ

	1,085 万円振分けてこの繰越した事業に充てていくという形を取らせていただいたということでございます。
産業建設課長	この前の全員協議会でお配りした資料でそこから変更はございません。ただし18日の国の説明は結局その資料を使っただけの説明になりまして、もっと細かく例えば農業用倉庫はどうなるのかだとか、上限はどうなるのかだとかそういう本当に詳細な所がまだ国では決まらないということでございまして、ちょっとその辺細かい所がまだちょっと決まらないもので、こちらもどれが実際対象だとかというのが出せない状況でいまして、それでこの前全戸配布したものは当然対象になりますけれども、それ以上に補助も増えますし、なるべく対象も今度資材費ではなくて工事費も国の方は良いということなもので、工事費も増やすということで、この前お配りしました資料の通りなのですけれども、ただしその農業用倉庫がちょっと認める方向というふうに国は言ったのですけれども、町としては農業用のものを使っているハウスならば、例えばわらが入っているだとか、農業の物が入っているパイプハウスならば皆認めましょうということにしたもので、それが国の方の補助の対象になるかどうかということがまだはっきり出てこない。もう一点は国の方の言い方とすれば、販売農家というのが対象ですよ。だからどちらかと言えば自給的農家、出荷していない農家ですね。自給的農家と言うのですけれども、そういう方のハウスはちょっと対象から外れるというような言い方が出ていまして、それはまだはっきりその時会議に出なかったもので、それはもし外れたとしても、国庫補助の対象にならないのですけれども、町としては認めていきたいということで進んでいきたい。ちょっとそういう細かい所が質疑も出されて国の方もちょっと今検討していますというような感じだったもので、はっきり出せないというものもありますけれど、いずれこの前の全員協議会の資料とほぼ内容は同じでございます。以上です。
10 番議員	先ず、災害支援の関係はぜひ予算に載っている何が何棟で50%みたいなことを口頭で言われたのですけれども、国庫支出金のこの部分それから農業費の農業振興費の方のこの内訳、方程式ではないけれど、計算式ですか、そういったものの資料をぜひお願いします。それから地域元気臨時交付金の財源振替ですけれども、来る様な、来ない様な、だめな様な見たいな話でよく分からない訳ですけれども、要は道路改良舗装費の方へ財源を振替えたけれども、これは25年度でやる事業というかやった事業の財源とするというふうに理解で良いのですか。その辺をもう少しはっきりとお願いしたいのですけれども。
総務課長	お答え申し上げます。しっかり答弁できなくて、申し訳ございませんで

	<p>した。もう一度最初から申し上げます。国の方でこれについては景気浮揚のお金として24年度に採択され、25年度にお金が交付されるという事になっておりました。ということで、トイレ棟の方へ全て3,500万円程充当した訳でございますが、これについて繰越しがあったという中で、この全ての財源の消化が難しくなったということで、道路改良費、既に終わっております、本村親沢線それと馬流清水町線この2本に財源振替をさせていただき、もう一つは災害復旧債の方へ充当しておいた訳でございますが、これについては財源振替しないということで全てグラウンドのトイレと道路改良の方へ3,500万円を再度振り分けまして、この事業を全て終了させるということにしたという事でございます。ただし、トイレ棟につきましては繰越し事業となっておりますので、この事業の国の方の補助金については翌年度に国庫補助金としていただけるという事になりました。ただし、繰越の作業上、未収入の特定財源として計上をさせていただくということで、ここに予算計上させていただいたという事です。</p>
10 番議員	<p>それでは繰越し部分は26年度に国から補助金が来るということであって、一般財源がそれによって増えるとかそういう問題ではないというふうに理解して良いでしょうか。</p>
総務課長	<p>お答え申し上げます。その通りでございます。グラウンドのトイレ棟につきましては、2,415万円国の方から来るということでございますので、その範囲で事業を実施するという事でございます。</p>
3 番議員	<p>8ページ農林水産費の説明のところで農業用ハウスとありますけれども、パイプハウスに限るという説明があったのですけれども、この説明を見ると農業用ハウスになったらいくらか補助が拡大した形になったのか。その辺ちょっとお願いします。</p>
産業建設課長	<p>この前の全員協議会の資料で農業生産施設、育苗ハウス、生産ハウス、きのご栽培ハウス、畜舎、果樹棚等の復旧修繕とありまして、パイプハウスというふうに国は言っていないもので鉄骨でできているハウスも可能だと。この前の18日の会議でも対象にするという感じでは言っていましたので、パイプハウスに限らず農業用ハウスなら対象になるという方向でございます。</p>
3 番議員	<p>手当が厚くなった訳ですね。農家の人にとってみれば大変助かるということで。分かりました。</p>
7 番議員	<p>ちょっとお聞きしたいのですけれども、歳出の方で保育所とか、町営住宅の修繕ということで載っていますが、こういう公共の町の施設は損害保険か何かに入っていない訳ですか。どうですか。</p>
総務課長	<p>お答え申し上げます。施設の保険には入っている訳でございますが、損害賠償保険等が主でございます。こういった維持修繕に関わるものについては</p>

	単費というような形で予算化をさせていただいたということでございます。
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第21号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、議案第21号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されることに決定いたしました。
議 長	ここで、議会運営委員長より発言を求められていますので、これを許します。議会運営委員長 篠原 恒一 君。
議会運営 委員長	議会運営委員会からお願いいたします。 議会運営委員会では、次の定例会または臨時会の会期・運営等に関しまして、閉会中に審査する必要がありますので、小海町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出をいたします。
議 長	ただ今、議会運営委員長から、次の定例会または臨時会の会期・運営等に関して会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。 お諮りいたします。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とする事にご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	「異議なし」と認めます。 したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とする事に決定いたしました。
	<u>閉</u> <u>会</u>
議 長	以上で本定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。 ここで議長として一言申し上げます。 本定例会会期中においては提出されました数々の議案に対し審議をしていただきました。その内容を精査する審議過程において一部町職員による不適切な答弁がありました。職員として町の発展を願う情熱の現れとはいえ、議会の存在を否定するような言動並びに町民の公務員に対する信頼に背くような言動がありましたことは看過できないものであり、誠に遺憾に思うところであります。元来理事者側より提出された議案に対して質疑、審議

	<p>を行い政策の最終決定を行うのが議会の使命であります。そして議会の議決を経て執行者である理事者側によって施策の推進が行われるものであります。議員が提出された議案に対して質疑を行うことや予算執行が適正、適法、公平に行われているか監視を行うことは議員としての職務であり議会の役割であります。議会制度の根幹であります。執行機関である理事者の立場、公務員である職員としての立場、行政推進の審議、検証機関としての議員の立場、それぞれがもう一度己の立場を見つめ、町民の福祉の向上、町の発展のために力を合わせ町政を推進していくことが我々の使命であります。この度の定例会における事案を教訓として明日からは行政側と議会が共々力を合わせお互いのわだかまりを捨て、一丸となってより良い町づくりにまい進して行くことを切に望むものであります。以上であります。ここで新井町長より発言を求められておりますのでこれを許します。</p>
町 長	<p>今鷹野議長さんより今回の定例会における常任委員会での職員の不適切な発言等につきまして、議会そして理事者そして職員それぞれの立場でのあり方を聞かせていただきました。当然私共職員は議会を軽視する、こんな気持ちは毛頭ございませんし、また今回の件につきましては、心からお詫びを申し上げます。民生文教常任委員会でも申し上げましたけれども、思いは見えないけれども、思いやりは見える。やはり職員たる者思いを語る。これは大事なことだろうというふうに思いますし、自分の思いを訴える。こういったことも必要でございます。その時にこうしたい、ああしたいだけではなくて、そこに思いやりの心だとか、あるいは町民の皆さんに対して訴える。こういった気持ちというものがそこに加わっていなければ町民の皆さんからの理解、あるいは議会からの理解も得られない。このように思っているところでございます。今後、今回のことを教訓にまた議員の皆様方のご指導そしてまたご支援、ご協力をいただきながら理事者、職員一丸となって議会も理事者側も町民の皆さんのために活動をするということでございますので、どうか一緒に町の発展のためにご協力をいただきたいとこのように強くお願いを申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。また今後ともよろしくお願い致します。また、議長立ちましたついでで大変恐縮ですけれども、一点だけお願いを申し上げます。本来平成25年度の最終の専決予算につきましては、平成26年最初の議会で報告をし、承認を得なければならないというのが決まりでございます。しかし5月31日の出納閉鎖まで精査をさせていただきまして、ぜひとも6月の定例議会の中で最後の専決予算のご報告をさせていただきたいと。このことをぜひともお認めをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。</p>

議 長	これをもちまして、平成 2 6 年小海町議会第 1 回定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。 <p style="text-align: right;">（ときに 5 時 2 8 分）</p>
-----	---